

指定管理者の指定について

- 1 施設の名称 深谷市立幡羅学童保育室
- 2 指定管理者として指定するもの
 - (1) 所在地 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3
 - (2) 団体名 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
 - (3) 代表者 代表取締役 山田智治
- 3 指定期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 公募・非公募の区分
 - (1) 区分 公募
指定期間中、安定的に学童保育室を管理運営する能力を有し、かつ、当該施設の機能を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体とする。
(条件一部抜粋)
- 5 指定管理者候補者の選定
 - (1) 選定の結果
令和6年度からの指定管理者を、深谷市指定管理者選定委員会において、募集要項の選定基準に基づき書類審査等を行い、指定管理者候補者に選定した。

評価の基準	配点	点数			
		シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	申請者 A	申請者 B	申請者 C
事業計画書に基づく公の施設の運営が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。	70	55	52	48	—
事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	210	155	144	138	—

事業計画書の内容が、施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。	105	63	73	54	—
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する法人等であること。	245	178	167	166	—
その他（環境及び地域貢献への配慮）	70	51	52	43	—
合計	700	502	488	449	辞退

(2) 選定の理由

- ア 実績に基づく多様な自主事業の実施が可能である。
- イ 安定確実に業務を行える経営規模及び組織体制である。
- ウ 国内及び県内において豊富な管理運営実績を有しており、安定した施設の管理運営が可能である。
- エ 上記の点のほか、提出された申請書類を総合的に評価した結果、指定管理者候補者として適当である。

6 参考条文

深谷市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（抄）

(公募)

第2条 市長及び深谷市教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項